

## 質問回答

2020年1月6日

「シエラレオネ国高度ディーゼルエンジン・メンテナンス技術プロジェクト」

(公示日:2020年12月16日/公示番号:20a00917)について、質問の回答は以下のとおりです。

| 通番号 | 当該頁項目           | 質問  | 回答  |
|-----|-----------------|---|---|
| 1   | 特記仕様書案          | 業務実施にあたり、JICA ガーナ事務所へ渡航しての報告は必要になりますでしょうか？必要な場合は何回を想定していますでしょうか？<br>渡航経路・航空運賃に影響するためご教示お願い致します。 | JICA ガーナ事務所への報告については、コロナの状況に鑑み、オンラインでの実施を考えております。<br>万が一、同事務所へ立ち寄る必要が発生した場合には、その際ご相談させていただきます。  |
| 2   | 18頁6(6)広報活動について | 国内再委託は認められるでしょうか？   | 国内再委託については、本契約を含めた全てのコンサルタント等契約において、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン(2017年4月)」7ページ、「第3 国内再委託契約への準用」(下記)にあるとおり、原則として、国内における再委託契約を想定していません。<br>ご質問いただきました広報活動については、(国内再委託として例外的な検討が必要な業務と考<br>えておらず)国内再委託は想定していません。また、現地再委託も想定していません。<br><br>(参考)<br>第3 国内再委託契約への準用<br>1. 日本国内における再委託契約コンサルタント等契約については、主に海外で実施する業務を |

|   |                          |   |   |
|---|--------------------------|---|---|
|   |                          |   | <p>対象としていることから、原則として、国内における再委託契約を想定していません。しかしながら、現地で入手した試料を本邦に持ち帰って分析する必要がある場合等においては、JICA が再委託を認める業務であることを前提に、日本国内第三者に再委託することを認め、現地再委託契約と同様に、受注者の責任で契約相手先を選定し、契約書を締結し、履行の監督・検査を行い、支払を実施することになります。</p>                               |
| 3 | 19 頁6(10)モニタリングシートの作成・提出 | <p>特記仕様書案にはモニタリングシートを業務開始から1か月後と6か月後の2回提出するとされていますが、R/DのAnnex3のPO案ではモニタリングシートは10月の1回のみ提出となっています。業務開始から1か月後にVer.1を提出する場合、どのような内容を想定していますでしょうか。</p> | <p>業務開始1か月後のモニタリングシート(ver.1)については、R/D署名時に合意したver.0を基に、プロジェクト開始前に変更点があれば、修正いただく事を想定しています。詳しい内容は契約開始時に改めてご説明させていただきます。</p>  |
| 4 | 4 頁(6)2 安全対策経費について       | <p>国内再委託によって現地業務をする場合、その際のPCR検査費用、空港から自宅までのハイヤー代等に関しては安全対策経費に分類される為、この経費については本見積ではなく、別見積もりでの国内再委託費用という理解で宜しいでしょうか？</p>                            | <p>上記2と同様、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン(2017年4月)」にあるとおり、原則として、国内における再委託契約を想定していません。</p> <p>ご質問いただきました現地業務については、(国内再委託として例外的な検討が必要な業務と考えておらず)国内再委託は想定していません。また、現地再委託も想定していません。</p> <p>また、提案者が(国内再委託を提案され)契約交渉権者として決定した場合には、契約交渉の中</p> |

|  |  |  |  |
|--|--|--|--|
|  |  |  | <p>で、国内再委託の妥当性や必要性を協議させていただきたいと考えますが、見積の積算においては、国内再委託により現地業務を実施する際のコロナ対策費用については、別見積もりで問題ありません。</p> |
|--|--|--|--|

以 上